

公 告

次のとおり一般競争入札（事前審査型制限付き一般競争入札）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）第3条の規定に基づき公告します。

令和7年5月28日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 入札に付する事項

- (1) 件名 和歌山市青岸エネルギーセンター余剰電力売却
- (2) 履行場所 和歌山市湊1342番地3 青岸エネルギーセンター
- (3) 履行期間 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで
- (4) 概要 仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件契約に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山市に対し納付すべき市税並びに消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がない者であること。
- (3) 本件契約に係る競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格を確認する資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から本件契約に係る入札（開札）の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされている者にあつては同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定後（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。）に、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者にあつては同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定後に、それぞれ和歌山市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- (6) 本公告の日現在において、2年以上の営業経験を有し、かつ、入札に参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できるものであること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

和歌山市湊1342番地3

和歌山市市民環境局環境部青岸清掃センター 電話番号 073-428-4153

(2) 契約条項を示す期間及び場所

期間 本公告の日から本件契約に係る入札（開札）の日までの午前9時から午後5時まで

ただし、休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。）を除く。

場所 上記3の（1）に同じ。

(3) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

期間 本公告の日から令和7年6月11日（水）までの午前9時から午後5時まで

ただし、休日等を除く。

場所 上記3の(1)に同じ。

方法 持参、郵便又は信書便(提出期間内に到着したものに限る。)によるものとし、電送によるものは受け付けない。

(4) 入札説明書、仕様書等の入手方法

和歌山市ホームページからのダウンロードとする。

和歌山市ホームページ

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/>

(5) 入札(現場)説明会

開催しない。

(6) 入札(開札)の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日時 令和7年7月3日(木) 午前10時00分

場所 和歌山市湊1342番地3

青岸エネルギーセンター 4階 大会議室

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

4 その他

(1) 前払い制度

適用しない。

(2) 部分払い制度

適用しない。

(3) 議会の議決

不要である。

(4) 入札保証金

不要である。

(5) 契約保証金

不要である。

(6) 最低制限価格の設定

無し

(7) 契約書作成の要否

必要である。

(8) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する「入札の無効」に抵触する入札は無効とする。

(9) 契約に係る特約事項

本件契約に係る和歌山市の令和8年度予算が適法に執行し得ない場合は、本件契約を解除することがある。

(10) 本件契約に係る入札は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

(11) 本契約に係る入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(12) その他

入札説明書に示すとおり。